

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次

ページ

告 示

- 生活保護法による介護機関の指定(一〇三・福祉政策課)……………1
- 生活保護法による指定介護機関の休止(一〇四・福祉政策課)……………2
- 公共測量実施の通知(一〇五・建設管理課)……………2
- 公告
 - 土地改良区の役員の退任の届出(秋田地域振興局農林部)……………2
- 選挙管理委員会告示
 - 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(一一一)……………2
- 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数……………2

告 示

(一一一)……………2

秋田県告示第百三十三号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
平成十九年二月二十三日
秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
通所介護ひまわり	東日本産業株式会社 代表取締役	大仙市花館字中大戸三十三番地一	介護予防通所介護	平成十九年一月二十六日
短期入所生活介護ひまわり	東日本産業株式会社 代表取締役	大仙市花館字中大戸三十三番地一	介護予防短期入所生活介護	平成十九年一月二十六日
デイサービスセンターてまり指定通所介護事業所	社会福祉法人中央会 理事長	由利本荘市出戸町字水林四百二十一番地	介護予防通所介護	平成十九年一月一日
上小阿仁村地域包括支援センター	上小阿仁村長	北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原八十番地	介護予防支援事業	平成十八年十二月一日
グループホームあにの里	有限会社バスケの街能代企画 代表取締役	北秋田市阿仁銀山字上新町八十番七号	認知症対応型共同生活介護	平成十九年一月一日
樹の里おおもり	合資会社 大森衛生社 代表社員	横手市大森町字町田三十九番地一	認知症対応型共同生活介護	平成十九年一月一日
成章園ヘルパーステーション指定訪問介護事業所	社会福祉法人大館市社会福祉事業団 理事長	大館市軽井沢字下岱二十番地二十	訪問介護	平成十九年一月一日
成章園ヘルパーステーション指定訪問介護事業所	社会福祉法人大館市社会福祉事業団 理事長	大館市軽井沢字下岱二十番地二十	訪問介護	平成十九年一月一日
居宅介護支援センターひまわり	株式会社フィール・ライフ 代表取締役	大館市御成町二丁目四番二十八号	居宅介護支援事業	平成十九年一月一日
悠々庵花こよみ	有限会社Slow and Slow 取締役	横手市大雄字西館合七十五	認知症対応型共同生活介護	平成十八年十二月一日
介護プラザすずらん居宅介護支援センター	株式会社エヌティコーポレーション 代表取締役	湯沢市柳町二丁目一番四十三号	居宅介護支援事業	平成十八年四月一日
訪問介護サービス 太陽	株式会社大協 代表取締役	由利本荘市荒町字真城二百七十九番地一	訪問介護	平成十九年一月十五日
訪問介護サービス 太陽	株式会社大協 代表取締役	由利本荘市荒町字真城二百七十九番地一	訪問介護	平成十九年一月十五日
訪問介護サービス 太陽	株式会社大協 代表取締役	由利本荘市荒町字真城二百七十九番地一	介護予防訪問介護	平成十九年一月十五日

ほのか訪問介護事業所	株式会社ほのか 代表取締役	仙北市西木町門屋字六本杉六十六番地十五	訪問介護 介護予防訪問介護	平成十九年一月一日
グループホーム しらさぎ苑	株式会社 日本ケアシステム 代表取締役	潟上市飯田川飯塚字塞ノ神百四十三番地三	認知症対応型共同生活介護	平成十九年一月十五日
ケアビレッジ燦々介護支援センター	有限会社 湖水園 代表取締役	能代市浅内字石丁家下九十一番地	居宅介護支援事業	平成十九年一月四日

秋田県告示第百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のと

おり指定介護機関から事業の休止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。
平成十九年二月二十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	休止年月日
三種町社会福祉協議会ひまわり訪問看護ステーション	社会福祉法人三種町社会福祉協議会 会長	山本郡三種町鹿渡字町後二百六十三	訪問看護 介護予防訪問看護	平成十九年一月一日

秋田県告示第百五号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり大館市長から公共測量実施の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定に基づき、公示する。
平成十九年二月二十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 作業の種類
公共測量
- 二 作業を行う地域
大館市御成町三丁目及び四丁目並びに中道二丁目地域
- 三 作業を行う期間
平成十九年二月二十四日から同年九月三十日まで

秋田県知事 寺 田 典 城

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、男鹿市五里合土地改良区から次のとおり役員の変更の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公示する。
平成十九年二月二十三日

選挙管理委員会告示

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第百二十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。
平成十九年二月二十三日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

秋田県告示第百二十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八十条の規定による選挙権を有する者の総数の五分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。
平成十九年二月二十三日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

五分の一の数 一九、〇九二
三分の一の数（選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
二二五、七六〇

選挙区別
秋田市 八五、〇四四
能代市 一四、五五六
横手市 一〇、八二六
大館市 一七、八八五
本荘市 一二、一五八
男鹿市 八、一七二
湯沢市 九、二一四
大曲市 一〇、五五三
鹿角市鹿角郡 一二、二七七
北秋田郡 一七、五八五
山本郡 一三、〇一八
南秋田郡 一九、六五七

河辺郡 五、一一三 由利郡 二〇、五一四 仙北郡 三一、二六五 平鹿郡 一八、一三一 雄勝郡 一二、二二四	正 誤	<table border="1"> <tr> <td>ページ</td> <td>段</td> <td>行</td> <td>誤</td> <td>正</td> </tr> <tr> <td>四</td> <td>中</td> <td>九</td> <td>十八から十 四の項を五の項</td> <td>四の項を三の項</td> </tr> </table> <p>平成十九年二月六日(第千八百五十号)掲載の秋田県告示第七十一号(市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等の一部改正) (原稿誤り)</p>	ページ	段	行	誤	正	四	中	九	十八から十 四の項を五の項	四の項を三の項
ページ	段	行	誤	正								
四	中	九	十八から十 四の項を五の項	四の項を三の項								

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄